

## 国頭村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年3月26日

国頭村農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

については、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、国頭村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の目標年度が平成35年度（令和5年度）であることから、それに合わせて令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### （1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	737ha	127ha	17.2%
1年後の目標 (令和4年3月)	737ha	103ha	14.0%
目 標 (令和6年3月)	737ha	73ha	10.0%

#### （2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を実施し、利用の状況や意向について聞き取りや指導助言等を行い、遊休農地の発生防止に努める。調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 農地法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

ウ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

エ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

オ 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 3 年 3 月)	5 7 4 ha	2 3 7 ha	4 1 %
1 年後の目標 (令和 4 年 3 月)	5 7 4 ha	2 5 2 ha	4 4 %
目 標 (令和 6 年 3 月)	5 7 4 ha	2 8 7 ha	5 0 %

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農業委員会は、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のた

め、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体として位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 農業委員会は、村、農地中間管理機構、農協等と連携し、①農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、②経営の廃止、規模縮小を希望する農家等の農地、③利用権の設定期間が満了する農地等について整理を行い、「人・農地プラン」の作成・見直しや農地中間管理事業への活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

ウ 管内地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のため、交換等の利用調整による利用権の再設定を推進する。また農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて法人化、新規参入の受け入れを推進するなど地域に応じた取り組みを推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和3年3月）	3人 （ 13.6ha）	2法人 （ 6.2ha）
1年後の目標 （令和4年3月）	4人 （ 1.6ha）	1法人 （ 1.0ha）
目 標 （令和6年3月）	4人 （ 1.6ha）	1法人 （ 1.0ha）

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 都道府県・全国農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

イ 県、市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れ体制を整備する。

ウ 農業委員及び推進委員は、参入希望者（法人を含む。）の地域での受け入れ条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。